

## 国際農林水産業研究センター次世代育成支援行動計画

職員(契約職員を含む。ただし、適用項目に限る。)が仕事と家庭を両立させ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次世代育成支援対策推進法に基づき、以下の行動計画を策定する。

### 1 計画期間

2026年4月1日から2031年3月31日までの5年間とする。

### 2 計画内容

#### 目標1

育児休業や育児に係る特別休暇などの育児支援制度に関する周知を行う。

#### <対策>

2026年4月～ 次世代育成支援に関する制度について、パンフレットや所内グループウェア等を利用して周知し、産前産後休暇、育児休業及び男性職員の育児参加等の休暇取得を促進する。

#### 目標2

職員のワーク・ライフ・バランス推進のため年次有給休暇の取得を促進する

#### <対策>

2026年4月～ 年次有給休暇の取得促進のための措置の実施

有給休暇に対する意識の改善を図り、取得しやすい環境整備に努める。  
これにより、年次有給休暇を連続取得することにより土日を含む連続5日以上  
の休暇促進を図る。また、年次有給休暇の取得総日数、年間15日以上を推  
奨する。

感染症の対策、子育て、介護と仕事の両立やワークライフ・バランスの推進  
のための在宅勤務制度について、活用に向けた検討等の方策を進める。

#### 目標3

時間外勤務縮減に努める

#### <対策>

2026年4月～ 超過勤務の縮減を図るため、業務のペーパーレス化の実施に向けた検討や  
既存業務の見直しを行い、DX等をはじめとする取り組みを推進するととも  
に、業務の簡素化、効率化に努める。

また、毎週水曜日を定時退所日とし、時間外勤務の縮減に努めるとともに、  
会議開催時間の短縮等を引き続き推進する。